

『MJS かんたん！給与』をご利用のお客様へ

令和 8 年分 年末調整に関する税制改正のご案内

日頃より『MJS かんたん！給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和 8 年分年末調整に関する税制改正について、改正の概要や留意事項等を次のとおりご案内申し上げます。

【ご案内の内容】

1. 令和 8 年分 所得税の年末調整に関する改正の概要
2. 国税庁次世代システム（KSK2）対応
3. システムの対応スケジュールについて
4. 令和 8 年分の年末調整における留意事項

1. 令和 8 年分 所得税の年末調整に関する改正の概要

次の改正は原則として令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

- 詳細は国税庁ホームページの「令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」等をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm>

<① 基礎控除の見直し>

次のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) (注 3)	基礎控除額	
	改正後 (注 1) 令和 8・9 年分	改正前 (注 1) 令和 7 年分
132 万円以下 (206 万円以下)	104 万円(注 2)	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	67 万円(注 2)	63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円	58 万円

(注1) 所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。

(注2) 62 万円にそれぞれ 42 万円、5 万円を加算した金額となります。なお、この加算は居住者についてのみ適用があります。

(注3) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

※ 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

＜② 給与所得控除の見直し＞

給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後（令和 8・9 年分）	改正前
190 万円以下	74 万円	65 万円
190 万円超 220 万円以下		その収入金額×30% + 8 万円

（注）給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

上記に伴い、令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

＜③ 生命保険料控除の引き上げ＞

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の額は、次のとおり計算することとなりました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料の適用限度額が 6 万円（改正前：4 万円）とされました。

※生命保険料控除の合計上限額は 12 万円のままで変更ありません。

※同一世帯に属する夫婦において、23 歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合は、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方がこの控除上限の引き上げの適用を受けることができます。

※上記に伴い、保険料控除申告書にも改訂があります。

＜④ 扶養親族等の所得要件の改正＞

上記①の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（注 1） （収入が給与だけの場合の収入金額）（注 2）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 (136 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
特定親族	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)

勤労学生	89 万円以下 (163 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)
------	-----------------------	-----------------------

(注1) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

(注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

■①～④の改正に関する留意点■

令和 8 年 11 月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 8 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 8 年 12 月に行う年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

2. 国税庁次世代システム（KSK2）対応

国税庁および国税局、税務署等で現在使用されている国税総合管理システム（KSK システム）は、令和 8 年 9 月に国税庁次世代システム（KSK2）へ移行されることとなっています。

これに伴い、国税に関する帳票についても改訂が予定されていますので、次の帳票の改訂を行います。

令和 8 年分 給与所得の源泉徴収票（税務署提出用のみ）

税務署提出用の源泉徴収票を A4 縦型（A4 サイズ 1 枚につき 1 名分）に変更します。

受給者交付用の源泉徴収票および市区町村提出用の給与支払報告書は、令和 7 年分から用紙サイズの変更はありません。

帳票	用紙サイズ	用紙種類
源泉徴収票 (税務署提出用)	A4 サイズ	白紙印刷 (A4 コピー用紙)

3. システムの対応スケジュールについて

令和 8 年分年末調整につきましては、改正への対応を行うため、次のスケジュールでリリースを行う予定です。

リリース時期	リリース内容
【MJS かんたん！給与】 令和 8 年 11 月中旬	令和 8 年 年末調整計算対応プログラム 改正に対応した登録項目の追加 ・生命保険料控除用の区分 等 改正後の年末調整関係帳票の作成 ・源泉徴収簿 ・源泉徴収票 等 令和 9 年分源泉徴収税額表対応

詳細な対応内容につきましては、リリース時に改めてご案内いたします。

4. 令和 8 年分の年末調整における留意事項

- 上記 1.②給与所得控除および④扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和 8 年分給与所得者の扶養控除等

（異動）申告書」を提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和 8 年 12 月 1 日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

- 年末調整において、上記 1.③の生命保険料控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の保険料控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。
- 令和 8 年分の最後の給与等が、令和 8 年 11 月 30 日以前に支払われた従業員の年末調整においては、上記 1 の改正内容は適用されません。そのような従業員の方が改正後の控除等を受けるためには、年末調整後に確定申告をする必要があります。

例えば、令和 8 年 11 月から休職し、令和 8 年分の最後の給与の支給日が令和 8 年 11 月 25 日であった従業員については、令和 8 年 12 月に年末調整を行うとしても、改正前の控除等を適用することになります。

以上